

2026.4.2

いのちのとりでを守る 新たな一歩 キックオフ集会

“いのちのとりで裁判”第2ラウンドの闘い 追加給付から審査請求運動へ

いのちのとりで裁判全国アクション 事務局長

弁護士 小久保 哲 郎 (大阪)

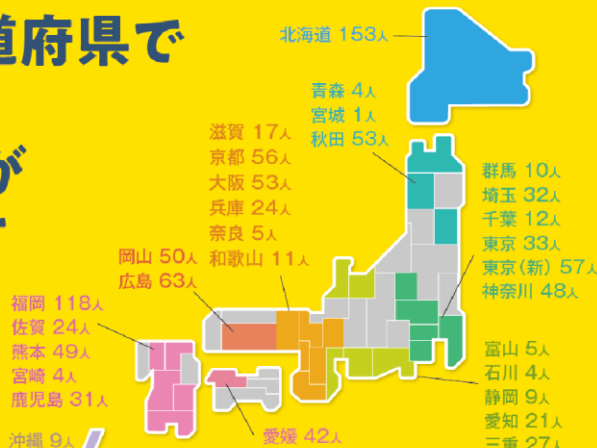
「史上最大の攻撃には史上最大の反撃を！」

1万件審査請求運動を経て

全国29都道府県で
1,000人を
超える原告が
立ち上がって
います!

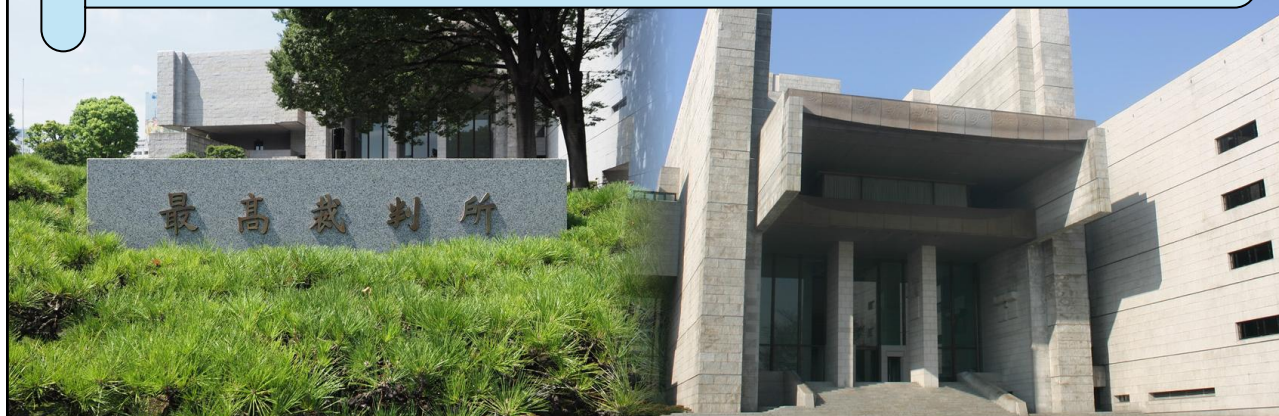
提訴した原告合計1,025人

※亡くなった方もおられるので原告数は最大時



国策の根幹に挑む、勝てるかどうか分からない闘い

最高裁判決言渡し 6月27日（金）午後3時



生活扶助基準引下げの違法性を認め、 保護費減額処分を命じる歴史的判決

■ 「デフレ調整」：「物価変動率のみを直接の指標として用いること」について、基準部会等による審議検討が経られていないなど、合理性を基礎付ける専門的知見がない ▣ 違法

宇賀意見：テレビ等の物価下落率の増幅など算定方法の恣意性も指摘

■ 「ゆがみ調整+2分の1処理」 ▣ 違法とはいえない

宇賀意見：増額される世帯にとっては激変緩和ではなく不利益な措置 ▣ 違法

■ 国家賠償請求 ▣ 国賠法上の違法があるとはいえない

宇賀意見：財産的損害が賠償されれば足りるとはいえない ▣ 慰謝料支払命令

最高裁判決後（原告勝訴確定後）の 国、厚生労働省の原告側に対する姿勢

- 1 謝罪するかどうかさえ明らかにしない。
- 2 当事者と協議はするが実質的な話をしない。
- 3 今後の対応を自らが一方的に決めた「最高裁判決への対応に関する専門委員会」の審議に委ねる。

- ⇒ 当事者を軽視、不誠実
▣ 判決の意義の矮小化
被害回復額の最小化？



専門委員会の開催



- ① 8月13日
- ② 8月29日 原告関係者
(原告・弁護士ら7名) 意見陳述
- ③ 9月8日
- ④ 9月22日
- ⑤ 10月2日
- ⑥ 10月23日

- ⑦ 10月29日
- ⑧ 11月7日
- ⑨ 11月17日 (最終)



専門委員会での議論

- 原告については、取消判決の結果、減額前基準による給付請求権が発生(争いなし)
 - 改定前基準との差額全額補償が必要(原告側)
- 多数意見で違法とされなかった「ゆがみ調整(+2分の1処理)」を実施するか
- 「デフレ調整」に代わる新たな水準調整(下位10%の低所得世帯の消費水準との比較)を実施するか
 - 前訴で主張し又は主張できた理由による再処分(蒸し返し)は紛争の一次的解決の要請・信義則に反し許されない

11.18 専門委員会 報告書の内容

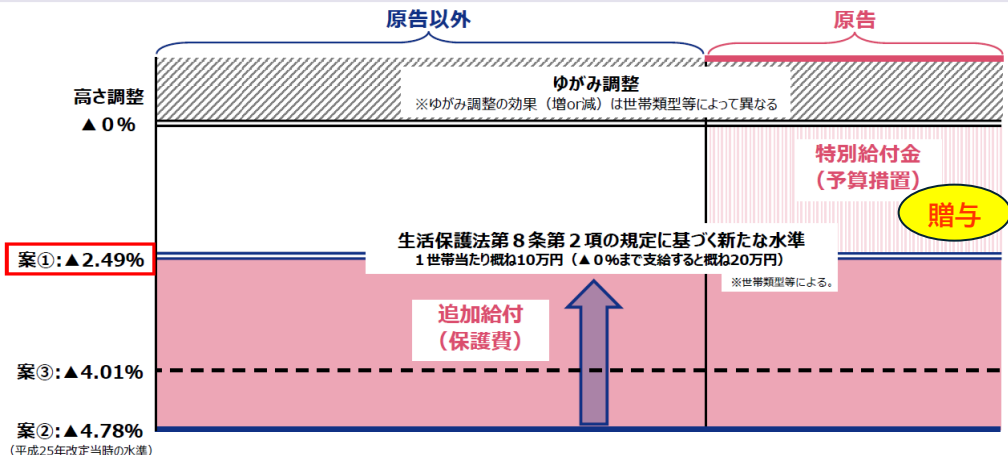
	原告	原告以外
全額支給	① (興津委員)	×
ゆがみ (+2分の1) 実施	② (太田委員ら)	③ (全委員)
新減額実施	④ (経済系委員)	⑤ (経済系委員)
別途給付	×	×

11.21 厚生労働省発表の対応策

	原告	原告以外
全額支給	×	×
ゆがみ (+2分の1)	実施	実施
新減額 (2.49%)	実施	実施
別途給付	新減額分を穴埋め	×

専門委員会の報告書などを踏まえた追加給付等の方向性

- 生活保護法に基づく保護費の追加給付について、生活保護法第8条第2項の規定（※2）や第2条の規定による無差別平等原則（※3）を踏まえ、原告・原告以外を区別せず、高さ調整▲2.49%の水準で一律に実施（▲4.78%と▲2.49%の差額分を給付）
 - ※1 ゆがみ調整については、判決で違法とされていないことから、追加給付の対象としない。
 - ※2 第8条第2項 基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。
 - ※3 第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別平等に受けることができる。
- また、原告については、これまでの争訟の経緯を踏まえた原告との紛争の一回的解決の要請を踏まえ、高さ調整を実施しない水準となるよう、予算措置により、保護費に代えて、これに相当する特別給付金を支給（▲0%と▲2.49%の差額を追加給付に上乗せ）
- 保護費の追加給付に要する費用：概ね2,000億円前後（精査中）



国の対応策の問題点

- 取消判決によって生じた**原告らの具体的な給付請求権を侵害**
- 違法とされたデフレ調整に代わる理由での再減額改定（-2.49%）は**紛争の一回的解決の要請に反する**
 - 原告：基準自体は下げられている（特別給付は保護費でなく贈与）
 - 原告以外：最判は「基準」を違法と判断、本件訴訟の代表訴訟的性格
- 原告と原告以外で給付額に差を設けるのは**平等原則違反**
- 「-2.49%」自体が正しくない

国の対応策の理由・背景

- 経緯や原因究明のやる気皆無
 - ❏ 引下げの主犯格・後継者が政権の中枢に
 - ❏ 判決の意義・波及効果をできる限り矮小化する必要
- なお残る生活保護への偏見や差別の解消を図るのではなく利用
- 原告・生活保護利用者・弁護士をナメている。
- ❏ **再提訴を視野に1万件審査請求運動に取り組む**

引き続き問われるこの国の三権分立

- 「法」に基づくべき「行政」が「政治」の力でゆがめられたとき、これを「司法」が正せるか
- 「司法」は生きていたが、司法を軽視し判決の意義を矮小化する「行政」と「政治」
- 10数年の闘いを経て、あらためてこの国の三権分立を守る「第2ラウンドの闘い」が始まる

しかし、最高裁判決の意義を
「ゼロ」にはできない

半額に値切られたとはいえ
300万人に2000億円の給付という
前代未聞の事業が始まる

保護費の追加給付にかかる扱い

- 遺族に対する給付は行わない
 - ▶朝日訴訟判決「生活保護の給付請求権は一身専属権」。ただし、少数意見有
- 外国人にも行政措置として追加給付する
- 保護廃止世帯にも給付する。ただし、申出が必要。
- 新たな追加給付なので遅延損害金は発生しないが、原告には年5%の金利相当分を特別給付金に上乗せ

追加給付額のイメージ

2025年12月19日
自治体向け説明会資料より

生活扶助基準	2013年8月 ~ 2018年9月	全期間だと
	Ⅰ級地Ⅰ	3級地2
夫婦子1人世帯	189,000	152,000
夫婦子2人世帯	236,000	184,000
高齢夫婦世帯 65歳	151,000	122,000
高齢単身世帯 65歳	101,000	81,000
高齢夫婦世帯 75歳	139,000	112,000
高齢単身世帯 75歳	95,000	76,000
母子世帯 子1人	146,000	117,000
母子世帯 子2人	198,000	158,000
若年単身世帯	101,000	82,000

加算など	2013年8月 ~ 2026年3月	全期間だと
障害者加算 等級1・2級 居宅	90,780	77,940
入院患者日用品費	77,940	77,940
在宅患者加算	45,020	38,520
放射線障害者加算	149,340	149,340
介護施設入所者基本生活費	33,700	33,700
介護施設入所者加算	33,700	33,700
救護施設等の基準生活費	217,980	196,580
期末一時扶助 居宅・1人世帯	4,350	3,370
期末一時扶助 居宅・2人世帯	7,080	5,520
期末一時扶助 居宅・3人世帯	7,330	5,650
20歳未満控除	39,420	39,420

妊産婦加算	2019年10月 ~ 2026年3月	全期間だと
妊産婦加算	3,130	2,670

母子加算	2013年8月 ~ 2018年9月	全期間だと
母子加算 居宅・児童1人世帯	28,980	24,860

冬季加算	2013年8月 ~ 2016年3月	全期間だと
冬季加算 I区 1人世帯	2,900	2,250
冬季加算 IV区 1人世帯	350	300

【都市部（1級地－1）の場合の例】 ※居宅の場合

世帯の例	H25.8からR8.3まで継続して保護を受給していた場合(合計)				
		H25.8～H26.3 (8ヶ月分)	H26.4～H27.3 (12ヶ月分)	H27.4～H30.9 (42ヶ月分)	H30.10～R8.3 (90ヶ月分)
60歳代単身の例	10.5万円	0.5万円	1.6万円	8.1万円	0.2万円
30歳代夫婦、4歳の子 ども1人の例	20.4万円	1.0万円	3.0万円	15.8万円	0.4万円

【地方部（3級地－2）の場合の例】 ※居宅の場合

世帯の例	H25.8からR8.3まで継続して保護を受給していた場合(合計)				
		H25.8～H26.3 (8ヶ月分)	H26.4～H27.3 (12ヶ月分)	H27.4～H30.9 (42ヶ月分)	H30.10～R8.3 (90ヶ月分)
60歳代単身の例	8.5万円	0.4万円	1.2万円	6.5万円	0.2万円
30歳代夫婦、4歳の子 ども1人の例	16.1万円	0.8万円	2.4万円	12.5万円	0.3万円

追加給付の対象となる基準生活費・加算等

- 追加給付の対象となる基準生活費、加算等の期間については以下のとおり。
- 追加給付率については、H25.8～H26.3は+0.8%、H26.4～H27.3+1.6%、H27.4～+2.4%

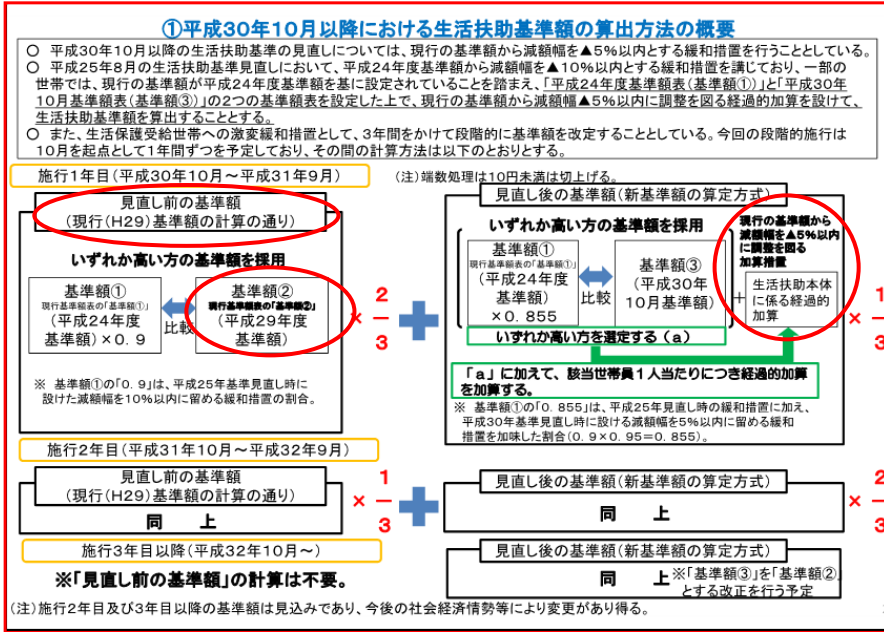
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
居宅基準（1類、2類）				H25.8～H30.9										
救護施設等の基準額、入院患者日用品費、介護施設入所者基本生活費、介護施設入所者加算、期末一時扶助、障害者加算（重度障害者加算、他人介護料、家族介護料を除く）、在宅患者加算、妊産婦加算、放射線障害者加算（平成25年10月以降に限る）、冬季加算（入院・介護施設）、母子加算（入院患者等）、20歳未満控除				H25.8～新たな基準額の施行前まで										
冬季加算（居宅、救護施設等）			H25.8～H27.9											
母子加算（入院患者等を除く）			H25.8～H30.9											

激変緩和措置を通じて影響継続！

R8年度からは基準に反映

※ 期末一時扶助については、H25.8～+2.4%

2018年10月以降も「激変緩和措置」を通じて違法改訂は影響



追加支給の順序・国の広報

【2月20日】厚労大臣の特例告示、社会援護局長通知2本発出

- ① 処分取消しの**確定判決を受けた原告**(3月～)
- ② 原告以外の生活保護利用世帯(4月～?)
～3月30日に「相談センター」・特設HP開設
- ③ 保護廃止された世帯からの申し出受付(夏ころ?)
～SNSだけでなく新聞広告・ラジオ等でも広報

※ 原告への特別給付金の支給は、①を経た後に国から直接

最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付相談センター (厚生労働省委託事業)

相談センターでは、追加給付の内容等に関するお問い合わせに対応しています。
ご不明点等については、こちらの連絡先にお電話ください。



0120-179-445

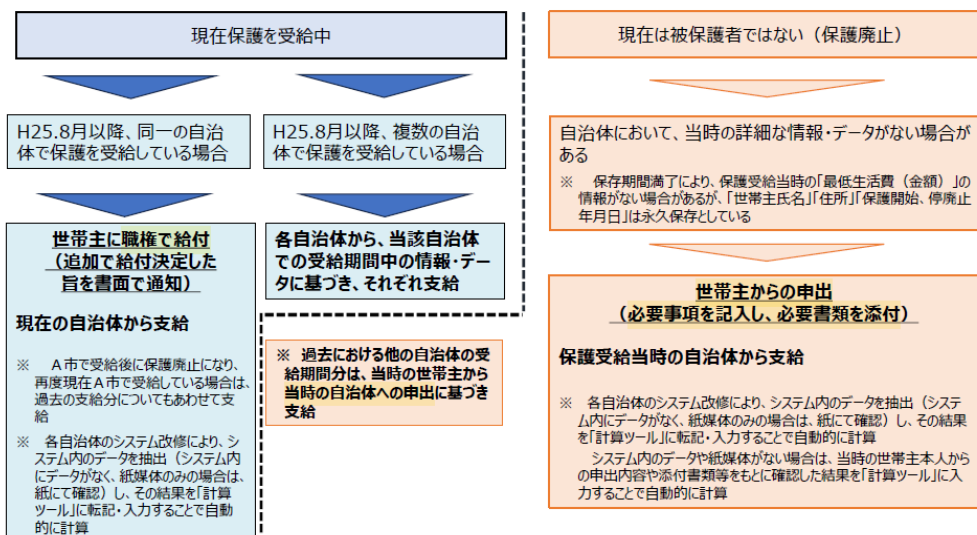
フリーダイヤル
(通話無料)

— 受付時間 / 平日9:00~17:00 —

- 特設HPにチラシや利用者向けQ & A掲載
- 相談のみ（申請受付や援助はせず）
- 自治体独自の相談センター設置も可能（助成対象）



支給事務の基本的な枠組み（案）



原告以外
保護受給
世帯用

<別添様式 1-1> 【原告以外・保護受給世帯用】

発 第 号
年 月 日

取
福祉事務所長 印

保護追加給付決定通知書

生活保護法による保護の追加給付について、次のとおり決定したので通知します。

1. 保護の追加給付の理由

〔平成二十五年八月から令和八年三月までの間の生活保護法による保護の基準の特例〕
〔令和八年厚生労働省告示第 43 号〕に基づき、次に掲げる対象期間に係る生活扶助費の追加給付を行う。

2. 保護の種類、程度及び対象期間

種類	生活扶助（内訳は別添のとおり）
程度（追加給付額）	円
追加給付の算定基礎となる対象期間	年 月 ～ 年 月

3. 追加給付の支給日及び支給方法

（備考）

(1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、結果に対し審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
(2) 上記(1)の審査請求に対する処分が終局処分となり、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を相手として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する処分を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第22条の規定により不服を提起すべきことを怠りた場合）にあっては、当該不服を提起した日の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても処分がないとき。②決定、決定の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。③その他処分を経ないことにつき著しい理由があるとき。

（別添）追加給付額の内訳

内 訳	金 額	備 考
基準生活費	円	※ 適用期間等を備考欄に記載
冬季加算	円	
期末一時扶助	円	
基準生活費（教護施設等）	円	
冬季加算（教護施設等）	円	
期末一時扶助（教護施設等）	円	
入院患者日用品費	円	
介護施設入所者基本生活費	円	
冬季加算（入院入所）	円	
期末一時扶助（入院入所）	円	
障害者加算	円	
母子加算	円	
妊産婦加算	円	
在宅患者加算	円	
放射線障害者加算	円	
介護施設入所者加算	円	
未成年者控除	円	
合計	円	

原告
保護受給
世帯用

<別添様式 3-1> 【原告・保護受給世帯用】

発 第 号
年 月 日

取
福祉事務所長 印

保護変更及び保護追加給付決定通知書

生活保護法による保護の変更及び追加給付について、次のとおり決定したので通知します。

1. 保護を決定した理由

前次について「年 月 日付け処分が取り消されたことから、〔平成二十五年八月から令和八年三月までの間の生活保護法による保護の基準の特例〕（令和八年厚生労働省告示第 43 号）に基づき、次に掲げる対象期間のうち、年 月～年 月の生活扶助費の額を変更し、既支給額との差額を給付するとともに、その他の期間について追加給付します。

2. 保護の種類、程度及び対象期間

種類	生活扶助（内訳は別添のとおり）
程度（差額及び追加給付額）	円
対象期間	年 月 ～ 年 月

3. 差額及び追加給付の支給日及び支給方法

（備考）

(1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、結果に対し審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
(2) 上記(1)の審査請求に対する処分が終局処分となり、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を相手として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する処分を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第22条の規定により不服を提起すべきことを怠りた場合）にあっては、当該不服を提起した日の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても処分がないとき。②決定、決定の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。③その他処分を経ないことにつき著しい理由があるとき。

（別添）追加給付額の内訳

内 訳	金 額	備 考
基準生活費	円	※ 適用期間等を備考欄に記載
冬季加算	円	
期末一時扶助	円	
基準生活費（教護施設等）	円	
冬季加算（教護施設等）	円	
期末一時扶助（教護施設等）	円	
入院患者日用品費	円	
介護施設入所者基本生活費	円	
冬季加算（入院入所）	円	
期末一時扶助（入院入所）	円	
障害者加算	円	
母子加算	円	
妊産婦加算	円	
在宅患者加算	円	
放射線障害者加算	円	
介護施設入所者加算	円	
未成年者控除	円	
合計	円	

**保護廃止
世帯用
申出書**

<別添様式4>

平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた
保護費の追加給付に係る申出書

〇〇 福祉事務所長 敬 申出年月日 年 月 日
親住所 氏名 電話番号

平成 25 年 8 月から令和 8 年 3 月までの期間について、下記のとおり、相違ないため、追加給付に係る必要書類を添えて申し出ます。

記

1. 世帯構成 (平成 25 年 8 月から令和 8 年 3 月までの期間において、保護を受給していた世帯員すべてを記載してください。申出日時点で死亡している世帯員については「死亡」欄に〇をしてください)

(フリガナ) 氏名	世帯主との続柄	生年月日	生活保護受給期間 (年 月 日)	死亡 (申出日時)
	世帯主本人	年 月 日	～	
		年 月 日	～	
		年 月 日	～	
		年 月 日	～	
		年 月 日	～	
		年 月 日	～	
		年 月 日	～	
		年 月 日	～	
		年 月 日	～	
		年 月 日	～	

※ 未申出は、申出先の自治体で保護を受給されていた期間の世帯主が行うものとなります。世帯主が現在存在されている場合は、保護事務所の協力を申請してください。
※ 申出先の自治体で保護を受給されていた期間について、記入してください。
※ (他の自治体で保護を受給されていた期間がある場合は、別途その自治体へ申出が必要となります。また、申出先の自治体で複数回保護を受給されている場合は、それぞれの期間ごとに申出が必要となります。)
※ 「生活保護受給期間」について、大学就学等により、世帯分離となっている期間を除いてください。

次ページへ続く

2. 保護を受給していた当時の居所 (選択肢をチェックしてください。)

申出先の自治体で保護を受給されていた期間の居所が、
 現住所と同じ
 現住所と異なる (異なる場合は以下の「当時の居所」及び「期間」を記載願います。)

※複数の居所がある場合は、追加で記載願います。

(当時の居所)	(期間)
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	

※ 居所には、当時住んでいた場所を記載ください。
※ 当時の居所を記載できない場合は、当時の住所の履歴を確認するため、戸籍簿本の裏の写しを添付してください。

3. 振込先口座
以下の記入に加え、これらの口座情報が確認できる通帳等の写しを添付してください。

(フリガナ) 口座名義	金融機関名	支店名	口座種別 (普通/当座)	口座番号

※ 振込口座の名義は、申出者本人名義のものに限ります。

4. 申出者以外の世帯員の連絡先 (複数人世帯の場合)

複数人世帯の場合は、申出者へ連絡がつかないときの連絡先 (他の世帯員) を記載してください。申出内容の確認等のため、必要に応じてご連絡することがあります。

他の世帯員の氏名 _____

電話番号 (携帯または自宅) _____

次ページへ続く

5. 加算等の申出

当時の最低生活費の確認のため、申出者及び世帯員について、該当する加算等を記載してください。(該当がない場合は、記載不要)
※ 加算等の該当がある場合は、併せて申請資料を提出してください。なお、申請資料の提出がない場合であっても申出書を受け付けていますが、加算等について算定ができない場合があります。

申出に係る加算等の種類	該当する内容 (平成 25 年 8 月から令和 8 年 3 月までのうち、該当がある場合に記載ください。)	申請資料の例
人 院 患 者 用 品 費	氏名: _____ 期間: 年 月～ 年 月 (医療機関名: _____) 氏名: _____ 期間: 年 月～ 年 月 (医療機関名: _____) 氏名: _____ 期間: 年 月～ 年 月 (医療機関名: _____)	—
教 養 施 設 等 基 本 生 活 費、介 護 施 設 入 所 者 基 本 生 活 費 等	氏名: _____ 期間: 年 月～ 年 月 (施設名: _____) 氏名: _____ 期間: 年 月～ 年 月 (施設名: _____) 氏名: _____ 期間: 年 月～ 年 月 (施設名: _____)	—
障 害 加 算	氏名: _____ 期間: 年 月～ 年 月 氏名: _____ 期間: 年 月～ 年 月 氏名: _____ 期間: 年 月～ 年 月	身体障害者手帳、国民年金記録、特別児童手帳、障害者手帳、介護給付記録簿、障害者手帳交付通知書の上記載がない場合は、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、又は障害者加算に関する保護決定通知書

※ 複数の該当期間がある場合は、適宜追加で余白に記載ください。

次ページへ続く

申出に係る加算等の種類

申出に係る加算等の種類	該当する内容 (平成 25 年 8 月から令和 8 年 3 月までのうち、該当がある場合に記載ください。)	申請資料の例
母子加算	氏名: _____ 期間: 年 月～ 年 月	児童扶養手当の証書・通知書 または 母子加算の決定に関する保護決定通知書
妊娠補加算	氏名: _____ 期間: 年 月～ 年 月	母子健康手帳 または 妊娠補加算の決定に関する保護決定通知書
在宅患者加算	氏名: _____ 期間: 年 月～ 年 月	精神治療に係る書類 または 在宅患者加算に関する保護決定通知書
放射線障害者加算	氏名: _____ 期間: 年 月～ 年 月	放射線健康手帳、障害者認定に係る書類 または 保護決定通知書
未成年者控除 (20 歳未満控除)	氏名: _____ 期間: 年 月～ 年 月 就労先: _____	20 歳未満の控除に係る給与明細、通帳履歴 (就労収入の状況が分かるもの) または 20 歳未満控除に関する保護決定通知書

※複数の該当期間がある場合は、適宜、追加で余白に記載ください。
申出書の記載内容は以上となります。

【留意事項】

- ※1 不実の申請その他不正な手段により申出に基づく支給を受けた場合は、罰法の規定によって処罰されることがあります。
- ※2 本申出は当時の世帯主が行うものとなります (当時の世帯主が複数存在する場合は、保護廃止時点における世帯主、以下同じ)。当時の世帯主が死亡している場合は、当時の世帯主に準ずる者が申出を行ってください。(準ずる者は、①配偶者 (届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む)、②子、③父母、④孫、⑤祖父、⑥兄弟姉妹、⑦曾孫又は⑧期経の順となる。) なお、同一順位の方が複数いる場合は、代表するものが申出を行ってください。
- ※3 申出権による申出が困難な場合で、代理人が申出するときは、別途委任状を添付ください。
- ※4 申出内容の確認等のため、申出者の連絡先へ、必要に応じてご連絡することがあります。

【必ずご提出いただく資料】

- 以下のいずれか一つ（申出者の顔写真付きの本人確認書類）
 - ：マイナンバーカードの写し（表面（番号の記載がない面））、運転免許証の写し、在留カードの写し、障害者手帳の写し、パスポートの写し等の身分確認書類など
- 全世帯員の戸籍謄本の写し（全部事項証明書）
 - ※ 当時の姓が現在の姓と異なる場合は、併せて、当時の姓が記載された戸籍謄本を添付してください
 - ※ 離婚等によって、当時の世帯員が申出者の戸籍から除籍となっている場合、申出者において戸籍の第三者請求により、除籍となった世帯員の現在の戸籍謄本を請求することができます
 - ※ 保護受給中の場合は、戸籍謄本に代えて保護受給証明書によることも可
- 外国人の場合は、全世帯員の住民票の写し
 - ※ 保護受給中の場合は、住民票に代えて保護受給証明書によることも可
- 申出者本人の「3.振込先口座」記載の口座情報が確認できる預貯金通帳の写し、または、キャッシュカードの写し

□ 同意書（追加給付に当たって必要な調査に係る同意書）

**原告
保護廃止
世帯用**

<別添様式 3-2> 【原告・保護廃止世帯用】

発 給 号
年 月 日

殿

福祉事務所長 様

保護変更及び保護追加給付決定通知書

生活保護法による保護の変更及び追加給付について、次のとおり決定したので通知します。

1. 保護を決定した理由

内訳によって、年 月 日付け部分が取り消されたことから、「平成二十五年八月から令和八年三月までの間の生活保護法による保護の基準の特例」（令和八年厚生労働省令第43号）及び令和八年二月20日社発第0220第1号厚生労働省社会・援護局長通知に基づき、次に掲げる対象期間のうち、年 月～年 月の生活扶助費の額を変更し、既支給額との差額を給付するとともに、その余の期間について追加給付します。

2. 保護の種類、程度及び対象期間

種類	生活扶助（内訳は別添のとおり）
程度（差額及び追加給付額）	円
対象期間	年 月 ～ 年 月

3. 差額及び追加給付の支給日及び支給方法

（備考）

- （1）この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることがあります（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません）。
- （2）上記（1）の審査請求に対する判断を待たずして、その審査請求に対する判断があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、原告を被告として「強制執行してはならない旨の決定を申し立てる」ことにより、この決定の取消しを請求することができます（なお、判断があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、判断があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しを請求することができません）。
- ただし、次のいずれか定めておいた場合に對するときは、審査請求に対する判断を待たずにこの決定の取消しを請求することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成25年法律第86号）第22条の規定により審査を請求する日）を以てし、強制執行を請求した日（同法第22条第1項）の翌日から起算して50日（50日以内）に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても判断がないとき、②決定、決定の執行又は年終の結算により生ずる新しい債権を避けたための緊急の必要があるとき、③その判断を待たずにこの決定を不服として審査請求したとき。

（別添）差額及び追加給付額の内訳

内 訳	金 額	備 考
基準生活費	円	※ 適用期間等を備考欄に記載
冬季加算	円	
期末一時扶助	円	
基準生活費（教護施設等）	円	
冬季加算（教護施設等）	円	
期末一時扶助（教護施設等）	円	
入院患者日用品費	円	
介護施設入所者基本生活費	円	
冬季加算（入院入所）	円	
期末一時扶助（入院入所）	円	
障害者加算	円	
母子加算	円	
妊娠婦加算	円	
在宅患者加算	円	
放射線障害者加算	円	
介護施設入所者加算	円	
未成年者控除	円	
合計	円	

原告以外
保護廃止
世帯用

<別添様式 1-2> 【原告以外・保護廃止世帯用】

発 案 号
年 月 日

殿

福祉事務所長 御

保護追加給付決定通知書

生活保護法による保護に準じた追加給付について、次のとおり決定したので通知します。

1. 保護の追加給付の理由

令和8年2月20日社保発 0220 第1号厚生労働省社会・援護局長通知に基づき、次に掲げる対象期間に係る生活扶助費の追加給付を行う。

2. 保護の種類、程度及び対象期間

種類	生活扶助（内訳は別添のとおり）
程度（追加給付額）	円
追加給付の算定基礎となる対象期間	年 月 ~ 年 月

3. 追加給付の支給日及び支給方法

(別添) 追加給付額の内訳

内 訳	金 額	備 考
基準生活費	円	※適用期間等を備考欄に記載
冬季加算	円	
期末一時扶助	円	
基準生活費（救護施設等）	円	
冬季加算（救護施設等）	円	
期末一時扶助（救護施設等）	円	
入院患者日用品費	円	
介護施設入所者基本生活費	円	
冬季加算（入院入所）	円	
期末一時扶助（入院入所）	円	
障害者加算	円	
母子加算	円	
好産婦加算	円	
在宅患者加算	円	
放射線障害者加算	円	
介護施設入所者加算	円	
未成年者控除	円	
合計	円	

違法に減らされていた「保護費」の追加給付なのに不服申立できないなんておかしい！
■審査請求しよう！

訴訟係属中の原告への扱い

④ 係属中原告に対する適用関係

特例告示の適用日時時点で訴訟係属中の原告（以下「係属中原告」という。）については、原処分に関してその法的地位が未確定であり、特例告示の適用関係を定めることができないことから、行政側敗訴の判決が確定した時点で速やかに、上記③と同様の対応を行うものとする。（ただし、訴訟で争われている原処分の効力が及んでいた期間以外の期間については、判決確定を待たず、上記②の追加給付に係る処分を行うことが可能である。）

【厚労省の説明】

■「可能である」としているが、「争いの対象となっていない期間分」については確定原告と同様に早期に支給する（北九州市の例） ■未確定原告は、3回に分けての支給になる

■国賠のみの原告についても、確定原告と同様に早期に支給する。ただし、特別給付金の支給はない（大阪市の例）

■ただし、自治体によって取り扱いに混乱が見られるので要確認！

〒803-
北九州市小倉北區
北九北護第408号
令和8年3月17日

北九州市
事務所長印

北九州市小倉北區福祉事務所
事務所長印

保護追加給付決定通知書

生活保護法による保護の追加給付について、次のとおり決定したので通知します。

1. 保護の追加給付の理由
「平成二十五年八月から令和八年三月までの間の生活保護法による保護の基準の特例」（令和8年厚生労働省告示第43号）に基づき、次に掲げる対象期間に係る生活扶助費の追加給付を行う。

2. 保護の種類、程度及び対象期間

種類	生活扶助（内訳は別添のとおり）
程度（追加給付額）	187,140 円
追加給付の算定基礎となる対象期間	平成25年10月～令和8年3月（150か月分）

3. 追加給付の支給日及び支給方法
令和8年3月30日 口座振込

(備考)
(1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、短期異議申し立て審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
(2) 上記(1)の審査請求に対する議決を経た場合に限り、その審査請求に対する議決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、北九州市を被告として（訴訟において北九州市を代替する者は北九州市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、議決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、議決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する議決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第88号）第23条の規定により不審を提起すべきことをせむじられた場合にあっては、当該不審を提起した日）の翌日から起算して60日（90日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても議決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他議決を経ないことにつき正当な理由があるとき

(別添) 追加給付額の内訳

内訳	金額	備考
基準生活費	90,780 円	平成25年10月～平成30年9月（60か月分）
冬季加算	400 円	平成25年11月～平成27年3月（150か月分）
期末一時扶助	4,220 円	平成25年12月～令和7年12月（120か月分）
基準生活費（教護施設等）	円	
冬季加算（教護施設等）	円	
期末一時扶助（教護施設等）	円	
入院患者日用品費	円	
介護施設入所者基本生活費	円	
冬季加算（入院入所）	円	
期末一時扶助（入院入所）	円	
障害者加算	91,740 円	平成25年10月～令和8年3月（150か月分）
母子加算	円	
妊娠婦加算	円	
在宅患者加算	円	
放射線障害者加算	円	
介護施設入所者加算	円	
未成年者控除	円	
合計	187,140 円	平成25年10月～令和8年3月（150か月分）

注 備考欄には追加給付の算定基礎となる対象期間（最初の月及び最後の月）を記載している。また、括弧欄には追加給付の対象となった月数を記載している。

原告（被告自治体に居住）
特別給付金

特別給付金の支給に係る事務の流れ

1. 原告が被告自治体において継続して保護受給中の場合

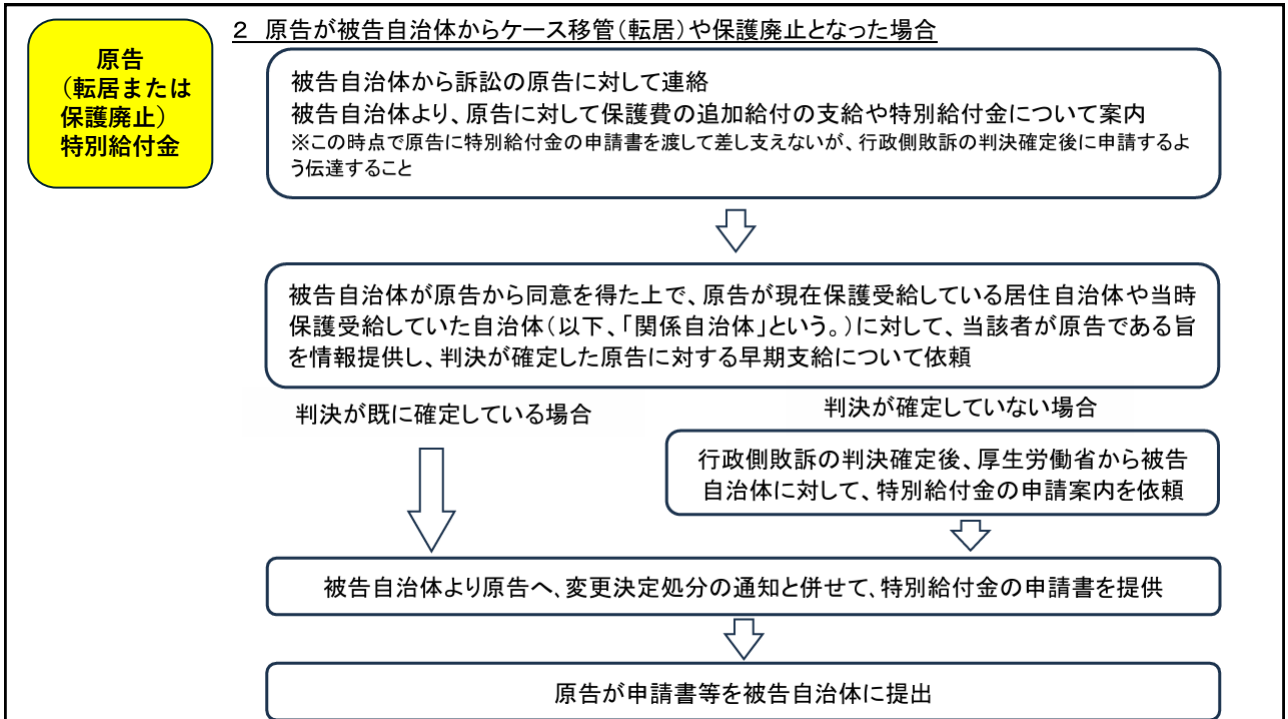
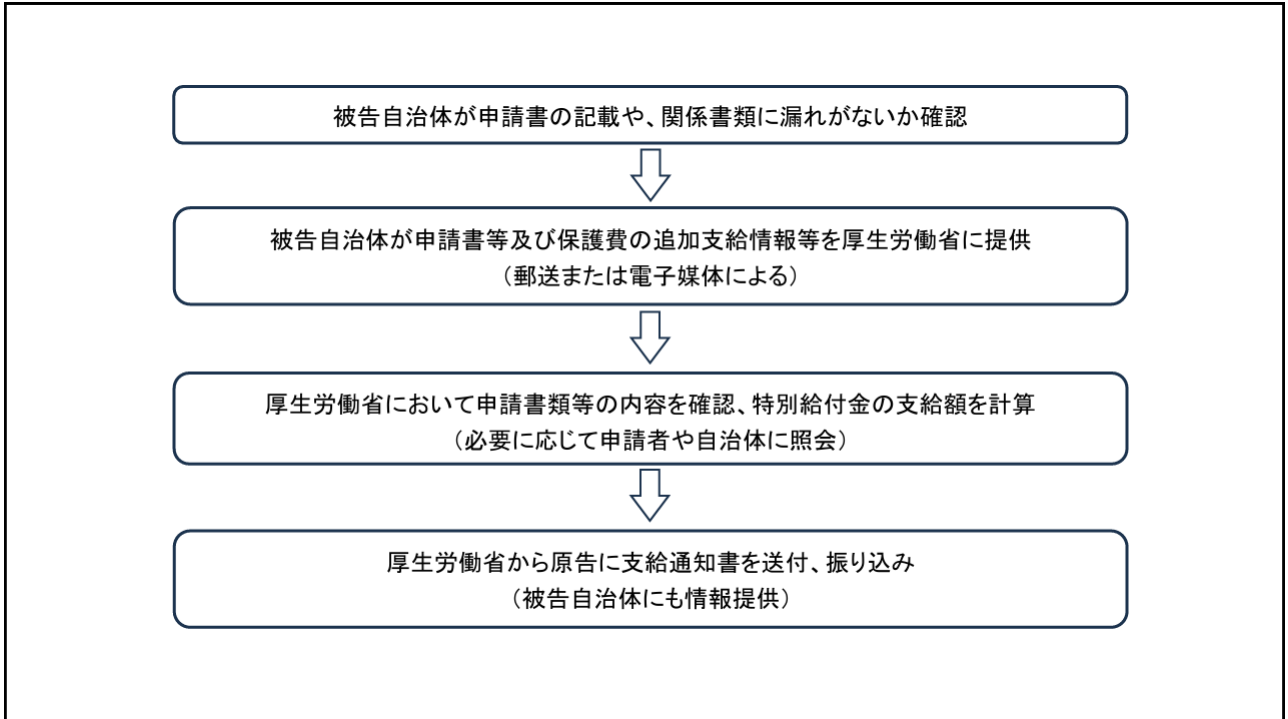
被告自治体より、原告に対して保護費の追加給付及び特別給付金の支給について案内
※この時点で原告に特別給付金の申請書を渡して差し支えないが、行政側敗訴判決確定後に申請するよう伝達すること

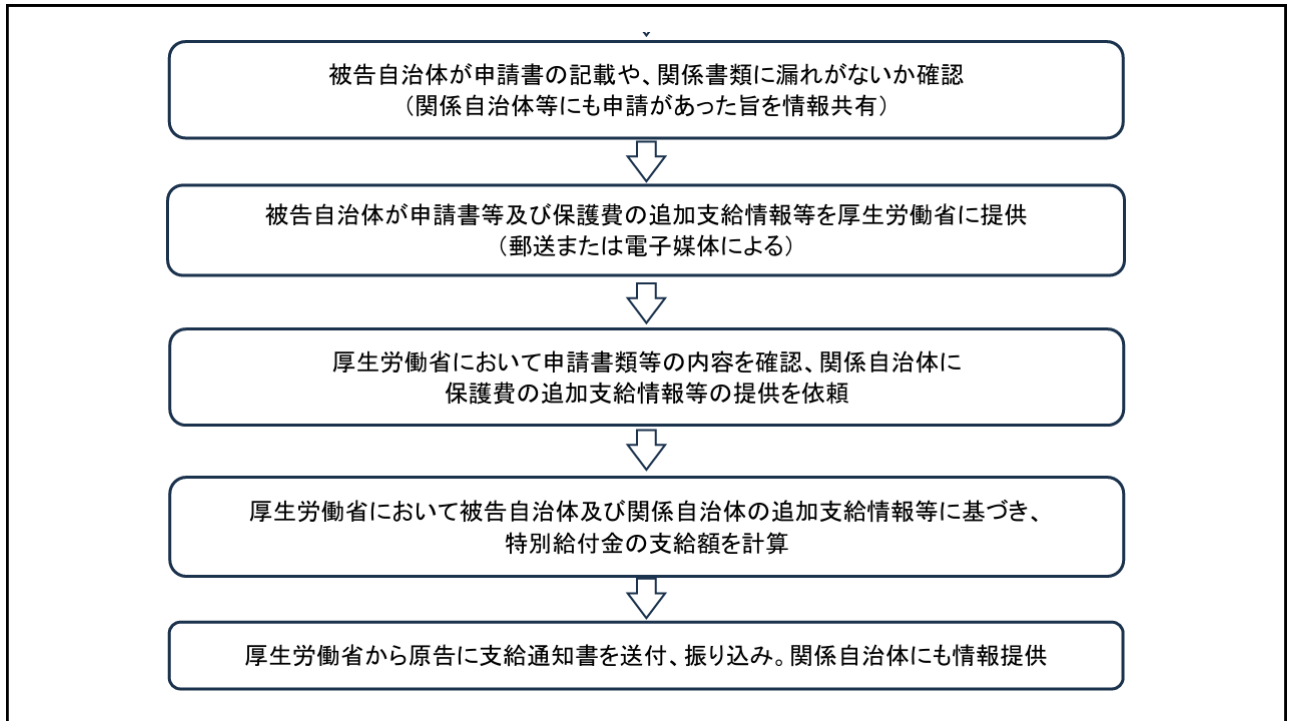
判決が既に確定している場合

判決が確定していない場合

行政側敗訴の判決確定後、厚生労働省から被告自治体に対して、特別給付金の申請案内を依頼

被告自治体より原告へ、変更決定処分の通知と併せて、特別給付金の申請書を提供





**原告
特別給付金**

別添様式例第1号

生活保護基準引下処分取消等請求訴訟に係る原告への特別給付金 支給申請書

支給申請書の提出に当たっては、以下の書類を添付してください。【第4-1関係】
 ①保護受給者証もしくは本人身分証（マイナンバーカード、運転免許証等）の写し
 ②受取口座の通帳もしくはキャッシュカードの写し

現住所				
連絡先				
世帯構成（平成25年8月以降に生活保護を受けていた世帯で、本書類で特別給付金を申し出る対象者。行が足りない場合、本申請書をコピーの上、提出ください）				
世帯主との続柄	氏名	生年月日	生活保護受給期間	現住所以外で、当時保護を受けていた自治体

（提出に際しては、以下の□にチェックを記載してください。）
 特別給付金の申請に際して、被告自治体から、制度内容の説明を受けました。
 上記の申立事項に相違なく、厚生労働省が支給額を計算するため、生活保護費の支給状況について、各地方自治体（保護の実施機関）から厚生労働省に提供することを承諾した上で、申請します。

令和 年 月 日

厚生労働大臣殿 申請者氏名

【受取口座記入欄】

金融機関名			
支店名			
口座種別	普通 当座	（どちらかを○で囲んでください）	
口座番号（右詰め）			
口座名義（カタカナ）			

別添様式例第2号

令和 年 月 日

様

厚生労働省○○

生活保護基準引下処分取消等請求訴訟に係る原告への特別給付金 支給通知書

令和 年 月 日付で申請された生活保護基準引下処分取消等請求訴訟に係る原告への特別給付金について、下記のとおり支給します。

記

1 支給額 円

2 支給額内訳

項目	支給額	備考
特別給付金①	○○○円	
特別給付金②	○○○円	利息相当分
計	○○○円	

（参考）平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた生活保護法に基づく保護費の追加給付との合計

追加給付額	○○○円	○○市より支給
合計	○○○円	特別給付金と追加給付の合計額

3回目の1万件審査請求運動

- 3カ月以内に都道府県知事に対し行う(取消し訴訟ができなくなる)
- 年を越して期末一時扶助を受けた利用者や、障害者加算などを受けている利用者は皆申し立てられる(かなり対象者は広い)
- 保護廃止された者は審査請求できないと国は言っているが、おかしいから申し立てる。(審査請求の教示は「なし」にチェック)
- 原告は3月中、原告以外は4月以降に追加給付されたら、補償の一部として受け取ったうえで不服を申し立てる(地域によって時期にバラツキ)

生活保護を利用中または利用歴のある方は 違法に減らされた保護費の追加給付を受けられます!

2013年8月からの史上最大の生活扶助基準(生活保護基準のうち生活扶助部分)の引き下げについて、最高裁判所が、2025年6月27日、違法と判断したことを受けて、国は、違法に減らされていた保護費の一部を追加給付する方針です。

Q1 いつから追加給付されるの?
A1 2026年3月以降は、自治体の事務費負担に応じて算定されるためです。ただし、生活保護利用年数の数分によって、支給率が異なる可能性もあるので自治体に確認してください。

Q2 誰が追加給付の対象?
A2 以下の期間に生活保護を利用した方は、幅広く追加給付の対象となります。ただし、税金に保護費利用歴があるが廃止されている方は申請が必要なので注意してください(24期型)。

Q3 追加給付される額は?
A3 収入の多い地域、災害発生、生活保護を利用していた期間によって異なりますが、国は以下の2類型を示しています。(都市部・地方の差あり)

世帯の例	10歳代未満の児童	16歳以上の児童
2013.8月～2026.3月まで継続して保護費を受給していた世帯(合計)	10.5万円	20.4万円
2013.8～2015.3(20ヶ月)	2.1万円	4.0万円
2015.4～2019.9(46ヶ月)	8.1万円	15.8万円
2019.10～2026.3(90ヶ月)	0.2万円	0.4万円

Q4 どのような手続が必要?
A4 保護利用中の場合は申請は不要で、現在の自治体からプッシュ型で支給されます。ただし、継続の自治体で保護費を利用している場合、取返しの自治体への申請が必要です。保護利用歴があるが廃止されている場合は、保護費を利用していた自治体への申請が必要で、申請書の形式が必要な書類が送られてくるので自治体に問い合わせてください。

Q5 わからないことは、どこに聞けばいい?
A5 自治体や国が発する利用センター(国庫)に問い合わせてください。最新情報も専用の特設ホームページで確認してください。

相談ホットライン開催
2026年5月14日(木) 18時～19時
☎️ 0120-157930

お問い合わせはコチラでも
各地の生活と健康を守る会
http://www.sosho.or.jp/0120_157930/

発行：いのちのとりで権利全国アクション いのとり

審査請求 やってみよう!

実は、その追加給付額、半分に値切られてますよ!

違法な引き下げを最高裁で断罪された厚労省

3つの大罪

- 1 違法行政に対する真摯な反省と謝罪がない
- 2 別の理由を申し立てて情報隠蔽を半分に値切る
- 3 原告には「特別給付金」を出して原告以外と区別

Q1 審査請求って?
A1 福祉事務所が決定した生活扶助額が違法だと認められれば、保護費を多くもらえるかも「取り戻す」ことができます。この審査請求をすることで、国に求めている給付額と異なる額が支払われます。

Q2 どこに出すの?
A2 都道府県知事、または地方の福祉事務所に出します。

Q3 いつまでに出すの?
A3 保護費の「追加給付決定通知」を受け取った日の翌日から90日以内です。

Q4 保護を廃止された人も争えるの?
A4 ①保護費の「追加給付決定通知」をなくさないこと。②「生活保護法」に必要事項を記入し、③「審査請求書」に必要事項を記入し、④「審査請求書」を提出し、⑤審査請求書が受理されたら、⑥審査請求書の提出日から90日以内です。

Q5 追加給付を受け取っても争えるの?
A5 審査費の一部として受け取ったうえで、全額返すことができます。

Q6 「人でやるのは、むずかしい...」
A6 福祉事務所が決定した生活扶助額が違法だと認められれば、保護費を多くもらえるかも「取り戻す」ことができます。この審査請求をすることで、国に求めている給付額と異なる額が支払われます。

Q7 福祉事務所からいやがらせされない?
A7 国に訴えることになり、福祉事務所は権利であり、不利な扱いはありません。

Q8 具体的にどうしたらいいの?
A8 ①保護費の「追加給付決定通知」をなくさないこと。②「生活保護法」に必要事項を記入し、③「審査請求書」を提出し、④審査請求書が受理されたら、⑤審査請求書の提出日から90日以内です。

A4紙の審査請求書などは「いのちのとり」で無料、HPでダウンロードできます。

審査請求書

提出日	年 月 日	提出先	都・道・府・県 知事 宛て
住所			
氏名	年 齢 才		
審査請求をする理由	(追加給付決定通知を受け取った日から90日以内)		
提出日	年 月 日	福祉事務所長がした保護追加給付決定	(追加給付決定通知も受け取った日から90日以内)
提出日	年 月 日	審査請求の理由	審査請求の理由を記入してください。
提出日	年 月 日	審査請求の理由	審査請求の理由を記入してください。

審査請求書の提出 上記審査請求決定を取り消すための決定を求め、
審査請求書の提出 上記審査請求決定は、2025年6月27日の最高裁判決、違法、生活保護法に違反しているため、2013年決定基準との保護費全額が追加給付される予定です。

今後の取組み予定

■5月13日(水)午後

大阪府庁にて原告による集団審査請求(未調整)

■5月14日(木)10時~18時

全国いっせい電話相談会

ナビダイヤル方式・フリーダイヤル

お問い合わせはこちらでも

各地の生活と健康を守る会

http://www.zenseiren.net/kakuti_seikatu/kakuti.html

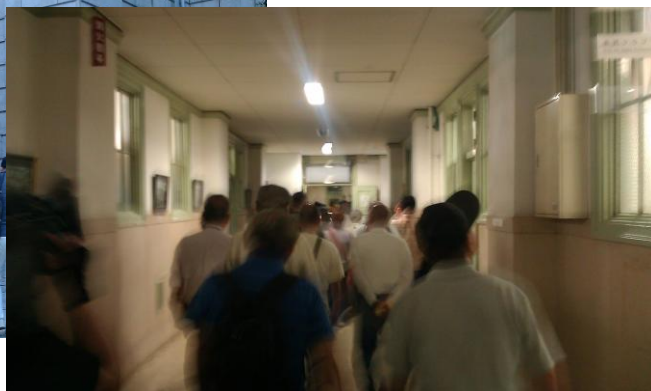


思い起こせば・・・

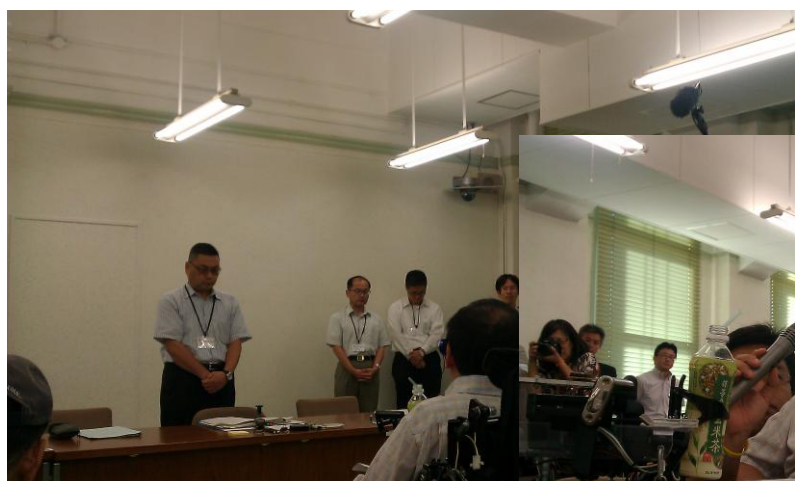
2013年7月26日 1万件審査請求運動を提起



思い起こせば・・・
2013年9月17日 大阪府庁



闘いは、ここから始まった！



「権利は闘う者の手にある」

by 朝日訴訟原告・朝日茂

当事者・弁護団・支援
三位一体の団結を大切に育て
第2ラウンドの闘いへ！